

ご存じですか？ 障害者差別解消のための 法律があることを

～障害のある人もない人も、共に生きる社会の実現のために～

「障害者差別解消法」を知っていますか？

障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)をつくることを目的とした法律です。

この法律では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」や「環境の整備」を行うこととしています。

「合理的配慮の提供」とは？

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

これを「合理的配慮の提供」といいます。



「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「環境の整備」とは？

企業や店舗などの事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化などに努めることを求めています。

これを「環境の整備」といいます。



より詳しく知っていただくために

障害者の差別解消に向けた
理解促進ポータルサイト

合理的配慮を知っていますか

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

検索



このサイトは、企業や店舗などの事業者等が障害のある人に対して行うこととされる「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」など、障害者差別解消法により定められている事項について解説しています。

- 障害種別ごとの「合理的配慮の提供」や「環境の整備」についての事例
- 障害種別ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例動画 などを紹介



内閣府 政策統括官(政策調整担当)付 障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話番号 03-5253-2111(代表)

障害のある人への「合理的配慮」が義務化されます (障害者差別解消法の改正)

合理的配慮とは

障害のある人から、社会的障壁の除去について、何らかの配慮を求める意思の表明があり、その配慮の提供に過重な負担がないときは、その障壁を取り除くために必要な配慮をすることです。

令和3年5月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)が改正され、これまで**事業者による合理的配慮の提供**が「努力義務(するように努める)」であったのが「**義務(しなければならない)**」になりました。

施行日は、公布日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となっています。

障害者差別解消法(平成28年4月1日施行)

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会「共生社会」の実現を目指しています。

不当な差別的取扱いの禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

合理的配慮の提供

行政機関や事業者に対して、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

合理的配慮の具体例



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。



段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。



障害のある人から「自筆が難しいので代筆してほしい」と伝えられたとき、代筆に問題がない書類の場合は、障害者の意思を十分に確認しながら代筆する。

合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります。

合理的配慮サーチ

検索 🔍

合理的配慮サーチでは、障害の種別や生活の場面から事例を探ることができます。